

安全な通行のために

## 樹木の伐採・所有地管理のお願い



道路や歩道に張り出した枝や倒木は、通行する人や車の妨げとなり、大変危険です。強風・大雨など災害時の安全確保のためにも、樹木管理にご協力ください。特に、通学路では、**管理の徹底をお願いします。**

### 土地を所有している人へ

所有する土地などが次のような状態になっている場合は、樹木の伐採や枝払いが必要です。

- 道路や歩道に枝が張り出している
- 枯れ木や折れ枝が通行の邪魔をしている
- 竹木の繁茂が通行の邪魔をしている

私有地から張り出した枝は、土地所有者に所有権があるため、町では伐採できません。また、倒木などが原因で通行者や車に事故が発生した場合、樹木が植生する土地の所有者が責任を問われる場合があります。

**民法717条** 土地の工作物の占有者及び所有者の責任  
**道路法43条** 道路に関する禁止条項

### ▼伐採時の注意

① 歩行者や自転車、自動車の安全を十分確保し、また、転落事故などが起こらないように十分注意してください。

② 電線や電話線がある場所で作業する場合は、管理者の立会いのもと、行ってください。事前に電力会社や電話会社に連絡をお願いします。

### ▼電力会社などの連絡先

東京電力群馬カスタマーセンター

☎0120・995・222  
または

☎027・898・3406へ  
(☎・☎を除く、午前9時〜午後7時※☎は午後6時まで)

NTT(24時間年中無休)

☎113(局番なし)  
または

☎0120・444・113

### ▼土地・道路に関する問い合わせ先

建設課 用地管理室  
☎26・2279(直通)

水路が詰まらないように

## 水路に草やごみなどを流さないでください



近年、草刈り後の草やごみで水路が詰まり、民家や田畑、道路に被害が出る事故が発生しています。また、水路に草やごみが詰まることにより、水が流れなくなり、水路を利用できなくなるケースも多く見られています。

今後もこのような事故が発生

生すると、水路を利用する農業者や付近の住民に大変迷惑がかかります。田畑周辺の草刈りを実施する際には、水路に草やごみなどが流れないように、注意してください。

### ▼問い合わせ先

建設課 用地管理室  
☎26・2279(直通)

## 猫の不妊去勢手術費の一部を補助します

動物病院で受ける猫の不妊・去勢手術費の一部を補助します。手術の実施後6カ月以内に申し込みをしてください。  
※4月以降に実施した手術に限ります。

### 対象

町内に住民を有する人が飼っている猫、または責任を持って世話をしている猫(1世帯1年度につき3匹まで)

### 補助金額

不妊 1匹当たり5,000円  
去勢 1匹当たり3,000円



### 申請に必要なもの

- 領収書(原本)
- 通帳(振込先がわかるもの)

### 申込方法

窓口で申し込みをしてください。詳しくは町ホームページをご覧ください。

※予算額に達した時点で受け付けを終了します。

▼問い合わせ先  
住民課 住民環境室  
☎26-2245(直通)



くわんごじつぎの安否確認のために

## 災害時避難行動要支援者名簿

災害時の避難行動に支援を必要とする人の名簿を作成し、声かけ・見守りなどの地域での支援や、災害時の安否確認に役立てています。

### ▼登録方式(2種類)

●**手上げ方式**  
要支援者が自分の意思で登録します。

### ●同意方式

自主防災組織(自治会含む)や民生委員などが必要な人に働きかけ、本人の同意を得て登録します。

### ▼登録方法

申請書に必要事項を記入し提出してください。

※申請書は窓口で受け取ってください。

▼**対象**(次のいずれかに該当する人)

- 要介護認定者(おおむね要介護3以上)
- 身体障害者(肢体不自由、視覚障害、聴覚障害の1・2級)
- 知的障害者(療育手帳A・B)
- 精神障害者(精神障害者手帳1・2級)
- 内部障害者



## 対象者と交付枚数が増えたり変更になります

対象者と交付枚数が増えたり変更になります

- 妊産婦および乳幼児
- 難病患者
- 日本語に不慣れな在住外国人
- 65歳以上の1人暮らしの人
- または高齢者のみの世帯
- その他支援が必要と思われる人

### ▼問い合わせ先

介護福祉課 福祉室  
☎26・2246(直通)

令和4年度から対象者と交付枚数の変更を行い、**重度障害者**の人に、理容美容利用券を交付します。

1枚2,000円相当の利用券2枚を、7月に対象者に郵送します。

### ▼対象

7月1日時点で町内に住所を有し、次のいずれかの手帳を所持している人

- ①身体障害者手帳1・2級
- ②療育手帳A
- ③精神障害者保健福祉手帳1級

※施設などに入所している人、利用券発送時まで転出・死亡した人は除きます。

### ▼利用方法

町内の協力理容・美容事業者でご利用ください。

※町内の協力事業者一覧は通知に同封します。

### ▼問い合わせ先

介護福祉課 福祉室  
☎26・2246(直通)



### 空き家を保有する人へ

#### 老朽危険空家除却支援事業補助金のご案内

老朽化により倒壊などのおそれのある空き家を「老朽危険空家」と認定し除却工事費を補助します。

※対象となる老朽危険空家には必要な条件があります。詳しくは事前にお問い合わせください。

#### ▼対象

町内に老朽危険空家を所有する個人またはその法定相続人

▼**募集戸数** 1戸

#### ▼補助金額

除却工事費の5分の4(上限額50万円)

#### ▼申請期限

11月30日(※)

(㊦・㊧・㊨を除く)

※詳しくは町ホームページをご覧ください。

#### ▼問い合わせ先

建設課 都市建設室 ☎26-2278(直通)

今月の手話

「吉岡」

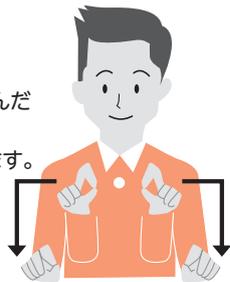
「吉」

右手を握り、親指側を鼻に当てます。



「岡」

前に向けてつまんだ両手2指を左右へ引き離して下ろします。



「吉岡町いきいきサポーター」養成講座

いきいきサポーターは、高齢者のお口の健康・栄養・体力測定法などについて学び、各地域で行う体力測定やフレイルチェックなどをサポートします。

期 日	7月1日～29日 毎週金曜日(全5回)
時 間	10:00～11:30
場 所	老人福祉センター
定 員	20人
申込期間	6月10日(金)～17日(金)※電話で申し込みをしてください。



▲養成講座の様子

申し込み・問い合わせ先 介護福祉課 介護高齢室 ☎26-2247(直通)

月1で学ぶ！  
消費者の賢コツ

子どもの高額請求トラブル  
が増えています！

近年、小・中学生のネットに関する高額請求相談が増えています。特にゲームなどで保護者の知らないうちに、子どもが課金してしまうケースが目立ちます。

トラブルの事例

- 友達に「キャリア決済※1を使うとお金がかからない」と教えられた子どもが、スマホゲームに高額課金していた。
- 親のアカウントを使ってゲーム機で遊び、登録されていたクレジットカードで課金していた。
- 親のクレジットカードを使って、ライブ配信サービスで何度も投げ銭※2をしており、高額請求があった。

※1キャリア決済とは…携帯料金と合算して支払う決済方法  
※2投げ銭とは…ライブ配信者応援のため金銭を寄付する機能

トラブルに  
あわないために

- 子どもには、クレジットカードやキャリア決済を使うことはお金を使うことと同じであることを伝えましょう。
- クレジットカードの管理やキャリア決済の設定状況の確認を徹底しましょう。
- 親がサイトなどの利用を制限できる「ペアレンタルコントロール」を利用しましょう。困ったときは、消費生活センターなどにご相談ください。

- 渋川市消費生活センター** ☎22-2325  
(月～金午前9時～午後4時(祝日、年末年始を除く))
- 群馬県消費生活センター** ☎027-223-3001
- 消費者ホットライン** ☎188

町ホームページはこちら▶

